

身体的拘束最小化推進体制加算について

【方針】

原則として身体的拘束を行わない。

【身体的拘束最小化のために実施している取組】

- ・患者さんの安全の確保に留意しつつ、患者さんの尊厳を尊重した身体的・精神的安楽を妨げないケアの提供。
- ・ラウンドによる対象患者さんの状態把握と対応の検討。
- ・多職種での原因の分析、ケアの工夫についてのカンファレンスの実施。
- ・鎮静を目的とした薬物の適正使用の検討。
- ・職員全体の身体的拘束についての知識向上を目的とした研修の実施。

【身体的拘束の実施状況（実施率）の推移（直近3か月）】

当該加算を算定することのできる入院料：地域包括ケア病棟入院料2

直近3か月	身体的拘束実施日数（A）	入院料算定日数（B）	身体的拘束実施率（A/B）
R8.2～R8.4	56	3,818	1.4%
R8.3～R8.5	55	3,827	1.4%
R8.4～R8.6	44	3,616	1.2%